

(証券コード1807)
平成27年6月11日

株 主 各 位

東京都港区南麻布一丁目18番4号

株式会社佐藤渡辺

代表取締役社長 上 河 忍

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。
敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店会議室
末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第84期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会参考書類および提供書面の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.watanabesato.co.jp/>）において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の下支えを背景に、原油安や低金利などによる企業収益の改善や、個人消費の持ち直しが見られるなど、総じて回復基調となりました。

道路建設業界におきましては、アベノミクスによる景気回復、復興需要の継続、東京五輪招致など、取り巻く環境には明るい兆しが見られるものの、人材不足や建設コストの高止まりが続いており、依然として厳しい経営環境が続いてまいりました。

当社ではこのような状況下、顧客第一・品質重視・法令遵守の経営姿勢を堅持し、受注の拡大に向けて既存顧客の深耕や、新規顧客の開拓に総力を挙げて取り組みました。その結果、受注高は、411億7千8百万円と前年同期比2.3%減となり、売上高は、374億7千3百万円と前年同期比3.3%減となりました。

利益につきましては、全社を挙げて施工効率の改善に取り組むとともに、原価や一般管理費などの削減に努力いたしました。製品等販売部門において出荷量が伸び悩んだ結果、販売利益が低調となり、経常利益は、14億1千万円と前年同期比35.3%減少いたしました。当期純利益は、8億2千5百万円と前年同期比45.6%減となりました。

(2) 当期の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
工事部門	舗 装	9,078,379	31,119,372	27,810,528	12,387,223
	土 木 等	951,651	5,200,186	4,803,243	1,348,594
	計	10,030,030	36,319,558	32,613,771	13,735,817
製品等販売部門	—	4,859,257	4,859,257	—	
合 計	10,030,030	41,178,816	37,473,029	13,735,817	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

当期においては、設備資金として、長期借入金を9億9千万円調達いたしました。

(4) 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資額は約14億円で、その主なものはグランダ南麻布（有料老人ホーム）の建設及び舗装機械の購入であります。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、実質所得の小幅増加や、雇用環境の改善、株価の上昇基調などにより、穏やかな景気回復基調が続くと予想されます。

道路建設業界におきましては、景気動向の明るさを背景に、受注環境の改善が期待されるものの、資機材や労務費の高騰が収益を圧迫する状況が引き続き懸念されます。

当社といたしましては、受注拡大に向けて既存顧客の拡充に努めるとともに、利益力の強化に向けて、品質重視の施工管理や確実な工程管理の強化を図ってまいります。

また、CSRを自覚し、コンプライアンスの徹底を図るとともに、新たな組織体制や情報管理システムの有効活用による内部統制の的確な運用に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 81 期	第 82 期	第 83 期	第 84 期 (当事業年度)
受 注 高	37,300,105	35,178,863	42,148,703	41,178,816
売 上 高	36,380,383	39,467,662	38,770,482	37,473,029
経 常 利 益	772,114	1,698,821	2,181,155	1,410,674
当 期 純 利 益	823,376	1,484,806	1,517,337	825,085
1株当たり当期純利益	51.60円	93.05円	95.09円	51.71円
総 資 産 額	28,150,843	28,013,680	29,563,226	29,858,894
純 資 産 額	6,606,472	8,160,377	9,604,303	10,011,489
1株当たり純資産額	414.00円	511.40円	601.93円	627.48円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、道路舗装を主柱とし、一般土木・建築ならびにこれらに関連するその他の事業を行うほか、自家製造のアスファルト混合材等を販売しております。

(8) 主要な営業所等

本 店 東京都港区南麻布一丁目18番4号
支 店 東北支店（宮城県仙台市）、関東支店（東京都港区）
施設工事支店（東京都港区）、中部支店（愛知県名古屋）
北陸支店（富山県富山市）、近畿支店（大阪府八尾市）
中国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）
九州支店（福岡県糟屋郡新宮町）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
464 名	(増) 3 名	45.2 歳	22.4 年

(注) 上記従業員数には他社への出向者2名と臨時従業員の270名は含まれておりません。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
拓神建設株式会社	40,000 千円	100.0 %	道路舗装工事請負業
株式会社弘永舗道	45,000	78.1	道路舗装工事請負業、アスファルト混合材製造及び販売業
株式会社創誠	10,000	100.0	道路舗装工事請負業
佐東奥科貿有限公司	163,915	100.0	道路舗装技術の開発及び関連技術のコンサルタント業務

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,461,000 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,049,750
株 式 会 社 北 陸 銀 行	450,000

(12) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社および国土交通省東北地方整備局発注の工事に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成27年1月28日に公正取引委員会の立入り調査を受けました。

当社といたしましては、公正取引委員会による調査に全面的に協力してまいります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式を除く） | 15,955,049株 |
| 自己株式 | 23,451株 |
| （うち、当期取得自己株式 | 752株） |
| (3) 株 主 数 | 1,236名 |

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 忠 泰	1,951 ^{千株}	12.2%
有 限 会 社 創 翔	1,656	10.4
東 亜 道 路 工 業 株 式 会 社	1,206	7.5
株 式 会 社 ア ス カ	980	6.1
宇 部 興 産 株 式 会 社	805	5.0
佐 藤 渡 辺 従 業 員 持 株 会	542	3.4
常 盤 工 業 株 式 会 社	525	3.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	343	2.1
カブドットコム証券株式会社	288	1.8
佐 藤 鉄 工 株 式 会 社	283	1.8

(注) 持株比率は自己株式(23,451株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成27年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 河 忍	—
代表取締役	角 谷 正 人	管 理 本 部 長
取 締 役	加 藤 幸 夫	管 営 業 本 部 長
取 締 役	高 橋 茂	工 事 本 部 長 兼 長
取 締 役	藤 井 尚 之	経 営 本 企 画 室 長
常 勤 監 査 役	川 村 知 義	—
監 査 役	小 出 尋 常	—
監 査 役	石 原 延 貢	—

- (注) 1. 監査役小出尋常及び監査役石原延貢の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、監査役石原延貢氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役石原延貢氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は社外取締役を選任しておりませんが、平成27年6月26日開催の第84回定時株主総会にて社外取締役1名を選任する議案を上程いたします。

4. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

【新任】

平成26年6月27日開催の第83回定時株主総会決議により、就任した取締役は、次のとおりであります。

就任後の地位	氏 名
代表取締役社長	上 河 忍

【退任】

平成26年6月27日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名
代表取締役社長	渡 邊 忠 泰

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	105,759千円
監 査 役 (うち、社外監査役)	3名 (2名)	12,399千円 (5,016千円)
合 計	9名	118,159千円

- (注) 1. 上記には平成26年6月27日開催の第83回定時株主総会終結をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか平成18年6月29日開催の第75回定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給の決議に基づき、退任取締役1名に対し76,784千円の役員退職慰労金を支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月24日開催の第61回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成4年6月24日開催の第61回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役(非常勤)	小 出 尋 常	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会10回の全てに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく発言を行っております。
社外監査役(非常勤)	石 原 延 貢	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会10回の全てに出席し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役である小出尋常氏及び石原延貢氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。

なお、その契約の内容の概要としては、任務懈怠により当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額の範囲でその責任を負うものであります。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月26日開催予定の第84回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 報酬等の額	40,000千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があるかと判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る諸規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範としております。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職者教育等を行います。内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これら活動は定期的に取り締り役会及び監査役会に報告されるものとしております。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとしております。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、執行役員はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定めております。また、取締役会は定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築しております。

(5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に関する権限と責任を与え、本社総務部はこれらを横断的に推進し、管理しております。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保しております。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針としております。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴追センター・弁護士等との緊密な連携関係を構築しております。

※本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	18,029,731	流 動 負 債	14,713,659
現金預金	1,782,888	支払手形	4,764,515
受取手形	2,079,973	工事未払金	4,451,305
完成工事未収入金	11,226,027	短期借入金	2,900,000
売掛金	1,509,756	一年以内返済予定長期借入金	314,280
未成工事支出金	772,478	リース債	21,053
材料貯蔵品	164,947	未払金	203,499
短期貸付金	30,886	未払費用	123,095
前払費用	34,181	未払法人税等	392,581
繰延税金資産	219,328	未払消費税等	127,658
その他の引当金	240,012	未成工事受入金	509,970
貸倒引当金	△ 30,749	預り金	67,711
固 定 資 産	11,829,163	賞与引当金	446,759
有形固定資産	9,469,040	完成工事補償引当金	12,500
建物及び構築物	2,496,141	工事損失引当金	39,500
機械装置及び車両	909,836	独占禁止法関連損失引当金	207,888
工具器具及び備品	66,262	設備支払手形	131,341
土地	5,927,861	固 定 負 債	5,133,745
リース資産	43,438	長期借入金	1,121,370
建設仮勘定	25,499	リース債務	35,085
無形固定資産	48,288	長期預り金	156,000
ソフトウェア	24,357	再評価に係る繰延税金負債	935,774
リース資産	14,942	退職給付引当金	2,870,721
その他の	8,987	資産除去債務	14,794
投資その他の資産	2,311,834	負債合計	19,847,405
投資有価証券	802,030	(純資産の部)	
関係会社株式	504,077	株 主 資 本	8,086,923
関係会社出資金	4,686	資 本 金	1,751,500
長期貸付金	71,410	資 本 剰 余 金	869,602
破産更生債権等	77,589	資本準備金	600,000
長期繰延税金資産	865,371	その他資本剰余金	269,602
その他の	57,511	利 益 剰 余 金	5,470,342
貸倒引当金	△ 70,842	その他利益剰余金	5,470,342
資産合計	29,858,894	繰越利益剰余金	5,470,342
		自 己 株 式	△ 4,522
		評価・換算差額等	1,924,565
		その他有価証券評価差額金	275,758
		土地再評価差額金	1,648,807
		純資産合計	10,011,489
		負債・純資産合計	29,858,894

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		37,473,029
完成工事高	32,613,771	
製品等売上高	4,859,257	
売上原価		34,232,710
完成工事原価	30,175,092	
製品等売上原価	4,057,617	
売上総利益		3,240,319
完成工事総利益	2,438,679	
製品等売上総利益	801,640	
販売費及び一般管理費		1,846,406
営業利益		1,393,913
営業外収益		
受取利息及び配当金	38,183	
貸倒引当金戻入益	18,584	
その他	27,693	84,461
営業外費用		
支払利息	56,236	
その他	11,463	67,700
経常利益		1,410,674
特別利益		
固定資産売却益	4,454	
投資有価証券売却益	23,054	27,509
特別損失		
固定資産除却損失	6,462	
減価償却損失	348	
関係会社出資金評価損	39,030	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	207,888	253,729
税引前当期純利益		1,184,454
法人税、住民税及び事業税	398,512	
法人税等調整額	△ 39,143	359,368
当期純利益		825,085

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,751,500	600,000	269,602	869,602
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,751,500	600,000	269,602	869,602
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,751,500	600,000	269,602	869,602

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	5,183,049	5,183,049	△4,262	7,799,889
会計方針の変更による累積的影響額	△402,167	△402,167	—	△402,167
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,780,881	4,780,881	△4,262	7,397,722
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	△135,624	△135,624	—	△135,624
当 期 純 利 益	825,085	825,085	—	825,085
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△259	△259
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	689,460	689,460	△259	689,201
当 期 末 残 高	5,470,342	5,470,342	△4,522	8,086,923

(単位：千円)

残高及び変動事由	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	251,211	1,553,202	1,804,413	9,604,303
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△402,167
会計方針の変更を反映した当期首残高	251,211	1,553,202	1,804,413	9,202,135
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△135,624
当 期 純 利 益	—	—	—	825,085
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△259
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	24,546	95,605	120,152	120,152
事業年度中の変動額合計	24,546	95,605	120,152	809,353
当 期 末 残 高	275,758	1,648,807	1,924,565	10,011,489

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度より費用処理しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑥ 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に関連した課徴金の支払いに備えるため、事実と状況に照らして関連損失の発生可能性を勘案し、損失見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件をみたま金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ方針

経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(9) 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債権の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が624,484千円増加し、利益剰余金が402,167千円減少しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

受取手形	50,000千円
建物	2,201,797千円
土地	5,007,239千円
合計	7,259,036千円

担保に係る債務

短期借入金	2,700,000千円
長期借入金	1,260,750千円
合計	3,960,750千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,521,300千円

(3) 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日 平成14年3月31日

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	137,496千円
長期金銭債務	18,300千円
短期金銭債務	136,411千円

(5) 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は99,387千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	922,898千円
関係会社に対する仕入高	435,792千円
関係会社との営業取引以外の取引	13,843千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

23,451株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の繰入超過、減損損失等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

なお、貸借対照表の繰延税金資産は、評価性引当額348,528千円を控除して計上しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	534千円
減価償却費相当額	451千円
支払利息相当額	12千円

(2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得原価相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)		関係内容
					(被所有)直接 間接		
主要株主 (法人等)	東亜道路工業㈱	東京都港区	7,584	建設事業 建設資材等の製造 販売 環境事業等	(被所有)直接 間接	7.5 6.1	建設工事の請負 舗装資材等の販売 舗装資材等の仕入 建設工事の発注
		取引	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)		
		建設工事の請負(注1) 舗装資材等の販売(注1) 舗装資材等の仕入(注1) 建設工事の発注(注2)	137,251 107,262 105,687 80,124	受取手形 完成工事未収入金 売掛金 工事未払金 支払手形	137,459 11,199 23,951 35,709 279,825		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 建設工事の請負、舗装資材等の販売及び舗装資材等の仕入については、市場価格、総原価を勘案して、各取引毎交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 建設工事の発注については、数社からの見積りの提示により発注価格を決定しております。支払条件についても、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	泰平産業㈱ (注2)	(被所有)直接1.6	当社の損害保険の代理店	損害保険取引 (注1)	38,421	未払金及び 工事未払金	2,390
役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社等	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 保険料等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 当社会長の渡邊忠泰氏が議決権の90.0%を直接保有しております。

(注3) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

627円48銭

2. 1株当たり当期純利益

51円71銭

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,771,790	流動負債	15,162,754
現金預金	2,117,711	支払手形及び工事未払金等	9,557,328
受取手形及び完成工事未収入金等	15,196,261	短期借入金	2,900,000
未成工事支出金	779,807	一年以内返済予定長期借入金	326,988
その他のたな卸資産	175,582	未払法人税等	401,965
繰延税金資産	225,122	未払消費税	137,741
その他	310,731	未成工事受入金	510,670
貸倒引当金	△ 33,426	賞与引当金	452,559
固定資産	12,152,814	完成工事補償引当金	13,280
有形固定資産	9,568,744	工事損失引当金	43,370
建物及び構築物	2,503,994	独占禁止法関連損失引当金	207,888
機械装置及び車両	915,183	関係会社整理損失引当金	37,961
工具器具及び備品	66,733	その他	572,999
土地	6,013,895	固定負債	4,899,107
建設仮勘定	25,499	長期借入金	1,127,652
その他	43,438	再評価に係る繰延税金負債	935,774
無形固定資産	49,603	長期預り金	156,000
投資その他の資産	2,534,467	退職給付に係る負債	2,629,801
投資有価証券	1,585,444	その他	49,879
長期貸付金	72,272	負債合計	20,061,862
破産更生債権等	78,991	(純資産の部)	
繰延税金資産	787,827	株主資本	8,715,110
その他	82,113	資本金	1,751,500
貸倒引当金	△ 72,182	資本剰余金	869,602
資産合計	30,924,604	利益剰余金	6,098,529
		自己株式	△ 4,522
		その他の包括利益累計額	2,114,816
		その他有価証券評価差額金	278,590
		土地再評価差額金	1,648,807
		為替換算調整勘定	11,360
		退職給付に係る調整累計額	176,057
		少数株主持分	32,815
		純資産合計	10,862,742
		負債・純資産合計	30,924,604

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		38,820,532
売上原価		35,415,820
売上総利益		3,404,711
販売費及び一般管理費		1,938,687
営業利益		1,466,024
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,851	
持分法による投資利益	64,034	
貸倒引当金戻入額	17,323	
その他	28,962	136,171
営業外費用		
支払利息	57,148	
その他	11,495	68,644
経常利益		1,533,551
特別利益		
固定資産売却益	4,454	
投資有価証券売却益	23,054	27,509
特別損失		
固定資産除却損	6,462	
減損損失	348	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	207,888	
関係会社整理損失引当金繰入額	37,961	252,660
税金等調整前当期純利益		1,308,401
法人税、住民税及び事業税	426,624	
法人税等調整額	△ 38,325	388,298
少数株主損益調整前当期純利益		920,102
少数株主利益		4,789
当期純利益		915,313

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,751,500	869,602	5,723,597	△4,262	8,340,437
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	△404,756	—	△404,756
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,751,500	869,602	5,318,840	△4,262	7,935,680
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△135,624	—	△135,624
当 期 純 利 益	—	—	915,313	—	915,313
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△259	△259
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	779,689	△259	779,429
当 期 末 残 高	1,751,500	869,602	6,098,529	△4,522	8,715,110

(単位：千円)

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	252,411	1,553,202	1,864	152,588	1,960,066	28,026	10,328,530
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	—	—	△404,756
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	252,411	1,553,202	1,864	152,588	1,960,066	28,026	9,923,773
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△135,624
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	915,313
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△259
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	26,179	95,605	9,496	23,468	154,749	4,789	159,538
連結会計年度中の変動額合計	26,179	95,605	9,496	23,468	154,749	4,789	938,968
当 期 末 残 高	278,590	1,648,807	11,360	176,057	2,114,816	32,815	10,862,742

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

拓神建設(株)、(株)弘永舗道、(株)創誠、佐東奥科貿有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

佐々幸建設(株)、SWテクノ(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の数 2社

会社の名称 あすか創建(株)、杭州同舟瀝青有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

会社の名称

(非連結子会社)

佐々幸建設(株)、SWテクノ(株)

(関連会社)

東舗工業(株)、(株)サルビアアスコン、チューリップアスコン(株)

持分法を適用しなかった理由

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、佐東奥科貿有限公司の決算日は、12月31日でありませう。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

材 料 貯 蔵 品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ⑤ 独占禁止法関連損失引当金
独占禁止法に関連した課徴金の支払いに備えるため、事実と状況に照らして関連損失の発生可能性を勘案し、損失見込額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。
- ② 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ③ ヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象
金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。
 - ・ヘッジ方針
経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務機関に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が628,505千円増加し、利益剰余金が404,756千円減少しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	50,000千円
建物	2,201,797千円
土地	5,007,239千円
合計	7,259,036千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,700,000千円
長期借入金	961,000千円
合計	3,661,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

12,699,449千円

3. 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

4. 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は99,387千円であります。

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

15,978,500株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 135,624千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 8円50銭 |
| ③ 基準日 | 平成26年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成26年6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 79,775千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 5円00銭 |
| ③ 基準日 | 平成27年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成27年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

長期貸付金は、主に従業員に対する貸付金であり、毎月残高管理を行っております。

破産更生債権等は、受取手形及び完成工事未収入金等の営業債権及びその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権等であり、個別に回収可能額を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に固定資産購入に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、資金計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理は担当役員ならびに代表取締役の決裁を受けることとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「(注2)」をご参照ください。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	2,117,711	2,117,711	—
(2) 受取手形及び 完成工事未収入金等	15,196,261	15,196,261	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	721,752	721,752	—
(4) 長期貸付金	72,272	76,333	4,061
(5) 破産更生債権等	78,991	15,339	△63,652
資産計	18,186,988	18,127,397	△59,590
(1) 支払手形及び工事未払金等	9,557,328	9,557,328	—
(2) 短期借入金	2,900,000	2,900,000	—
(3) 一年以内返済予定長期借入金	326,988	340,235	13,247
(4) 未払法人税等	401,965	401,965	—
(5) 長期借入金	1,127,652	1,124,173	△3,478
負債計	14,313,934	14,323,703	9,769
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資 産

(1) 現金預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び完成工事未収入金等

これらは概ね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を差し引いた当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び工事未払金等、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 一年以内返済予定長期借入金、(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)長期借入金 参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	80,277

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	2,117,711	—	—	—
受取手形及び 完成工事未収入金等	15,196,261	—	—	—
長期貸付金	—	71,492	780	—
合計	17,313,972	71,492	780	—

(注) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	2,900,000	—	—	—
長期借入金	326,988	890,798	236,854	—
合計	3,226,988	890,798	236,854	—

V. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産及び遊休の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
1,867,896	2,933,440

(注) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、固定資産税評価額を合理的に調整して算出しております。

VI. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 678円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 57円37銭 |

※本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月25日

株式会社 佐藤渡辺
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 桐 川 聡 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 大 矢 昇 太 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月25日

株式会社 佐藤渡辺
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 桐 川 聡 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 大 矢 昇 太 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社は、平成27年1月に東日本高速道路株式会社及び国土交通省東北地方整備局発注の工事に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入調査を受けました。当監査役会としては、今後も事実関係の把握に努めるとともに、対応状況を注視してまいります。

平成27年5月29日

株式会社 佐藤渡辺 監査役会

常勤監査役 川村 知義 ㊟

監査役 小出 尋常 ㊟

監査役 石原 延貢 ㊟

- (注) 監査役 小出尋常及び監査役 石原延貢は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

第84期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、79,775,245円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮出来るようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定として、変更定款案第28条（取締役の責任免除）第1項を新設するとともに、現行定款第35条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更し、第1項を新設するものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となるため、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮出来るよう、変更定款案第28条（取締役の責任免除）第2項を新設するとともに、現行定款第35条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更し、あわせて字句の修正を行うものであります。
なお、変更定款案第28条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新 設)</p> <p>第28条～第34条 (条文省略) (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条</p> <p>(新 設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)</u>の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	上河忍 (昭和28年9月27日生)	平成18年4月 当社工事本部製品部長 平成19年4月 当社営業本部製品部長 平成20年4月 当社執行役員営業副本部長兼製品部長 平成21年4月 当社執行役員事業本部製品部長 平成22年4月 当社執行役員管理本部経営企画部長 平成22年6月 当社取締役執行役員管理本部経営企画部長 平成23年4月 当社取締役執行役員東北支店長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員営業本部副本部長 平成26年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	10,000株
2	角谷正人 (昭和23年9月14日生)	平成16年4月 株式会社渡辺組経理部長 平成19年4月 当社監査室長 平成20年4月 当社執行役員管理本部長 平成20年6月 当社取締役執行役員管理本部長 平成21年6月 当社代表取締役常務執行役員管理本部長 平成24年4月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長 現在に至る	21,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	加藤 幸夫 (昭和24年10月6日生)	平成15年4月 株式会社渡辺組製販支店長 平成17年4月 株式会社渡辺組施設工事支 店長 平成18年6月 当社執行役員施設工事支 店長 平成21年6月 当社取締役執行役員施設工 事支店長 平成22年4月 当社取締役執行役員関東支 店長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員営 業本部長 現在に至る	11,000株
4	高橋 茂 (昭和25年5月14日生)	平成17年10月 当社東北支店副支店長 平成20年4月 当社執行役員東北支店長 平成23年4月 当社常務執行役員工事本部 長ならびに東日本大震災災 害対策担当 平成24年6月 当社取締役常務執行役員工 事本部長ならびに東日本大 震災災害対策担当 平成26年10月 当社取締役常務執行役員工 事本部長兼経営企画室長 現在に至る	10,000株
5	藤井 尚之 (昭和26年12月10日生)	平成9年7月 佐藤道路株式会社工務部長 平成14年7月 佐藤道路株式会社仙台支 店長 平成17年10月 当社執行役員工事本部副 本部長 平成19年4月 当社執行役員工事本部長 平成20年4月 当社執行役員中部支店長 平成24年4月 当社常務執行役員関東支 店長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員関 東支店長 現在に至る	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	小出尋常 (昭和19年3月21日生)	昭和42年4月 株式会社協和銀行入行 平成13年6月 株式会社あさひ銀行副頭取 平成13年10月 同行取締役 平成13年12月 株式会社あさひ銀総合研究所社長 平成15年4月 りそな総合研究所株式会社社長 平成16年6月 同社退任 平成16年6月 株式会社渡辺組監査役 平成17年10月 当社監査役 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小出尋常氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選定理由
 小出尋常氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社社外監査役を11年間経験していることから、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。
4. 社外取締役候補者と特定関係事業者の関係について
 小出尋常氏は会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。なお、同氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたことはありません。加えて、同氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は本株主総会第2号議案の「定款一部変更の件」および小出尋常氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	宮城 成之 (昭和28年4月27日生)	昭和52年4月 佐藤道路株式会社入社 平成10年4月 佐藤道路株式会社仙台支店 総務部長 平成17年10月 当社監査室副監査室長 平成18年9月 当社中国支店総務部長 平成20年4月 当社西日本支店総務部長 平成20年7月 当社東北支店総務部長 平成27年4月 当社総務部担当部長 現在に至る	—
2	佐藤 嘉記 (昭和30年3月26日生)	昭和58年4月 弁護士登録 川原井法律事務所勤務 昭和61年4月 佐藤総合法律事務所開設 平成7年10月 豊島総合法律事務所と合併、豊島・佐藤総合法律事務所となる 平成14年6月 豊島・佐藤総合法律事務所代表 平成15年10月 事務所名を豊島・佐藤・久保総合法律事務所と名称変更 平成26年10月 事務所名を港の見える法律事務所と変更 現在に至る	—
3	石原 祥子 (昭和45年5月14日生)	平成8年11月 石原会計事務所入所 平成11年6月 税理士登録 平成22年9月 税理士法人いしはら会計事務所設立に伴い、社員就任 平成25年11月 同法人代表社員就任 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤嘉記氏、石原祥子氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
社外監査役候補者の選任理由ならびに適格性について
- ① 佐藤嘉記氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - ② 石原祥子氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、税理士としての会計に関する専門知識と経験を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 監査役との責任限定契約について
- 本議案が原案どおり承認され、候補者が監査役に就任した場合には、監査役との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うとするものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

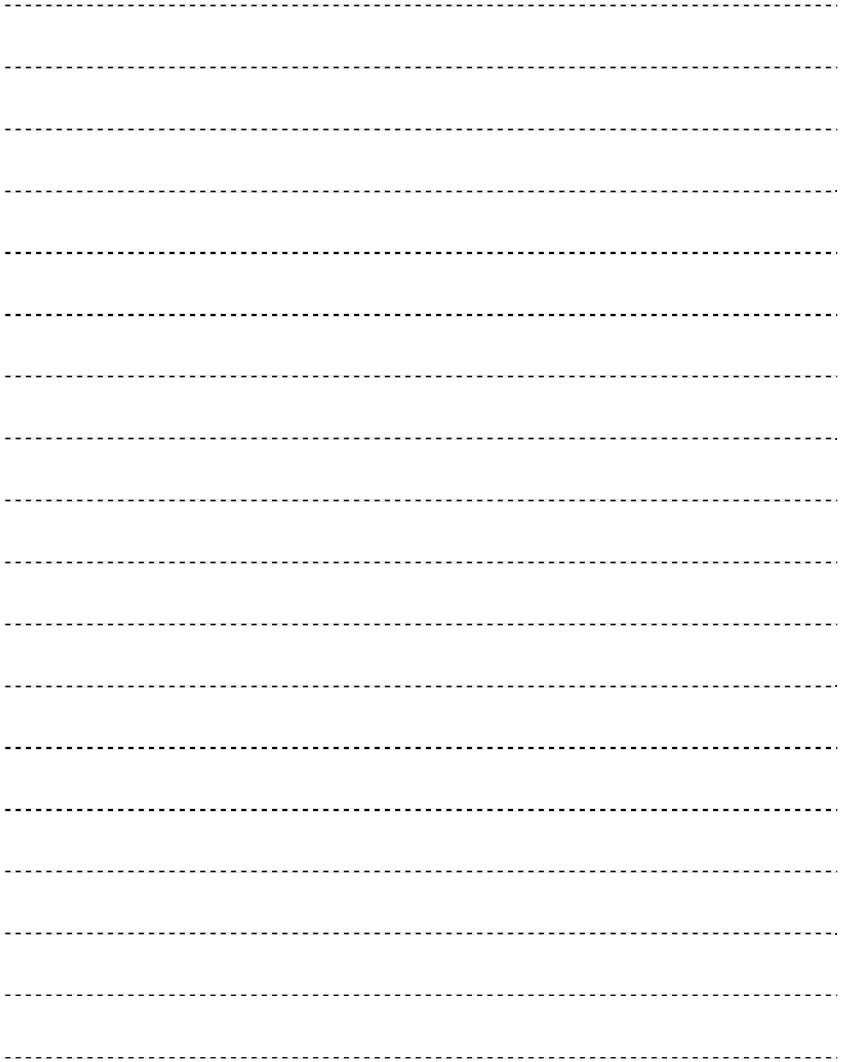
氏 名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
久 保 義 人 (昭和37年10月27日生)	平成8年4月 弁護士登録 横浜弁護士会入会 豊島・佐藤総合法律事務所勤務 平成15年10月 パートナー弁護士となり、豊島・ 佐藤・久保総合法律事務所へ変更 平成26年10月 事務所名を港の見える法律事務所 と変更 現在に至る	—

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 久保義人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由ならびに適格性について
 久保義人氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、監査役の員数を欠くことになる場合に社外監査役として就任いただき、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 本議案が原案どおり承認され、久保義人氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うとするものであります。

以 上

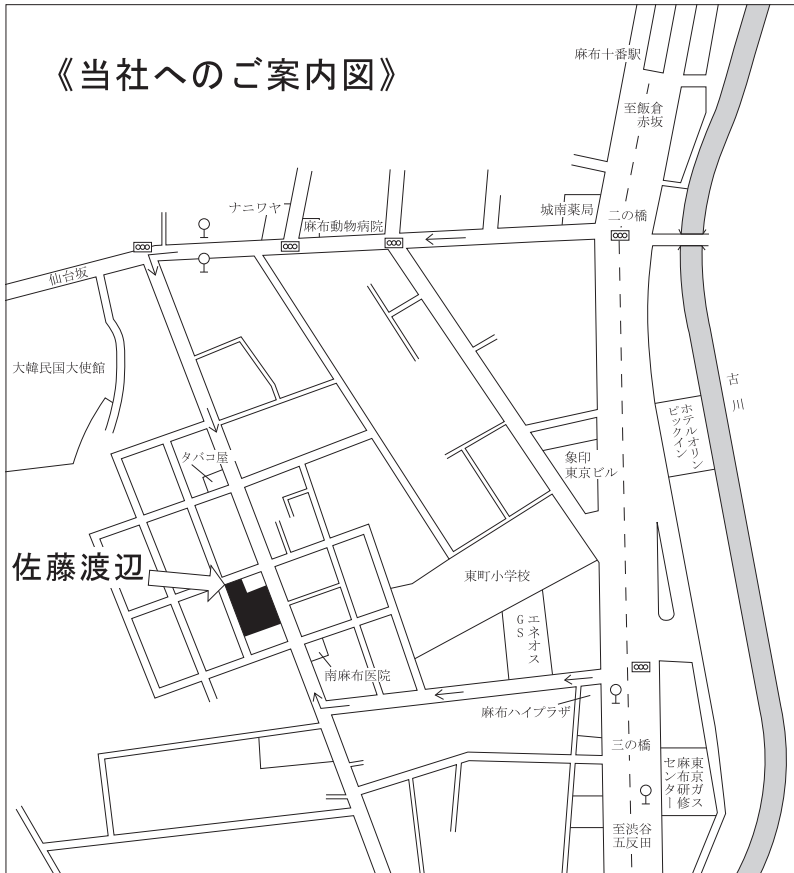
<メモ欄>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.



定時株主総会会場ご案内

会 場 東京都港区南麻布一丁目18番4号
当社本店会議室
T E L 03 (3453) 7351



- ・都バス、三の橋および仙台坂下バス停から当社までは、徒歩約3分です。
- ・地下鉄、麻布十番駅から当社までは、徒歩約10分です。